

農地を農地として権利移動する申請について「農地法第3条許可申請」

【確認事項】

- 譲渡人が自ら耕作している農地か。
- 今回の申請農地を含め、所有している農地又は借りている農地の全て効率的に耕作しているか。
- 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事（年間150日以上）しているか。
- 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が50a以上あるか。
- 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えてないか。
- 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たしているか。

【添付書類】 全て1部提出

添付	提出	添付書類	発行先	備考
○	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書 (全部事項証明書)	熊本地方法務局	発行から <u>3カ月以内のもの</u> 原本
○	<input type="checkbox"/>	字図及び位置図		申請地に印
	<input type="checkbox"/>	住民票		・ 譲受人、借受人が町外居住者の場合 ・ 申請者の住所と登記簿謄本の住所が違う場合
	<input type="checkbox"/>	耕作証明書 (記載事項証明書)	農業委員会	権利取得者の住所が町外の場合
	<input type="checkbox"/>	委任状		申請者が来庁できない場合 (本人自署)
	<input type="checkbox"/>	営農計画書	農業委員会備付	新規就農の場合
	<input type="checkbox"/>	貸借契約書の写し		・ 解除条件付きの貸借権設定の場合 ・ 農業者年金関係の場合 (2部)
	<input type="checkbox"/>	法人の登記事項証明	熊本地方法務局	申請者が法人の場合 原本
	<input type="checkbox"/>	法人定款		" ※会社の 原本証明
	<input type="checkbox"/>	事業計画書		権利取得者が例外法人の場合
	<input type="checkbox"/>	その他参考となる書類		例：土地改良区の意見書（土地改良区域内の場合）

※土地全部事項証明書上の所有者の住所と現住所が違う場合は、それを証する書類（個人の場合は、前歴表示のある戸籍謄本・住民票・戸籍の附票等）（法人の場合は、法人登記簿謄本等）

【申請締切等】

- 毎月25日×切（25日が休日の場合はその前の開庁日）
- 必ず事前協議をお願いします。
- 申請者の申請者名は、申請人自署をお願いします。